

警報に伴う措置について

【警報に伴う措置】

四條畷市において警報が発令・解除された場合の対応は以下表の通りとする。

(対象となる警報)

暴風警報、暴風特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報、波浪特別警報、レベル4危険警報とレベル5特別警報（氾濫、大雨、土砂、高潮）

なお、四條畷市で解除されても生徒の現住所のある市町村で警報発令中の場合、

当該市町村に居住する生徒のみ登校を見合わせて自宅で待機し（当該生徒は出席扱い）、解除され次第登校すること。

AM6:30 までに解除	平常通りの時程で授業を行う	
AM6:31-9:00 までに解除	AM 11:00 までに登校	解除後 2 時間をめどに授業開始
AM9:01-11:00 までに解除	PM 1:00 までに登校	その日のすべての授業を用意すること
AM11:01 を過ぎて発令中	臨時休校	